【規程番号　神女大短Ⅰ－015－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学保健管理委員会規程

（目 的）

第１条　学生の健康管理と保健衛生に関する重要事項を審議し、保健管理業務の方針を決定することを目的として、保健管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組 織）

第２条　須磨キャンパス及びポートアイランドキャンパスそれぞれに委員会を置く。各委員会は、学医、学生部長または学生部次長、関係教員並びに学生課職員、保健室職員若干名で構成し、委員は学長が委嘱する。

（委員長）

第３条　各委員会に委員長を置き、委員長は、学長が委嘱する。

２　委員長は、委員会を統括する。

（任 期）

第４条　委員長及び委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の開催）

第５条　委員会は、毎年２回開催する。ただし、委員長が認めた時は、臨時に委員会を開催することができる。

（議 事）

第６条　委員会は委員長が招集し、議長は委員長がこれに当たる。

２　委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

（審議事項）

第７条　委員会は、第１条の目的達成のため、次の事項を審議する。

(1) 健康診断及び健康管理に関する事項

(2) 保健衛生に関する事項

(3) 保健管理年報の発行に関する事項

(4) その他必要な事項

（守秘義務）

第８条　委員は、委員会で知り得た個人情報を漏洩してはならない。

（事務の所管）

第９条　委員会の事務は、学生支援センター事務室保健室が取り扱う。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学保健管理委員会規程及び神戸女子短期大学保健管理委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和７年５月15日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。